

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断における有所見率※ の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には初めて5割を超え、平成22年には52.5%に上昇しています。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件前後と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

事業者の具体的な取組事項

(※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合)

(1) 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

(2) 定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

(3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

(4) 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署